

情報公開法改正を求める議員集会

—市民が使える、
情報が公開される
情報公開法の改正を

2004年12月1日(水) 正午～14時

衆議院第2議員会館第4会議室

情報公開法が施行されて4年が経過し、情報公開法の欠陥、問題点が明らかになっています。

情報公開法は、法律の施行後4年目である2005年3月を目途として、欠陥、問題点が明らかとなった場合には、政府は改正しなければならないと定められています。

そこで、情報公開法の運用状況、様々な欠陥、問題点について、事例報告、情報公開法の改正方法などについて検討を行います。

多くの方のご参加をお待ちしています。



【予定】

- 1 事例報告
日弁連
市民団体
・情報公開クリアリングハウス
・情報公開市民センター
・知る権利ネットワーク関西など
- 2 政府・検討会の審議状況について
- 3 政党からの意見・メッセージ
- 4 日弁連の意見

【参加をご希望の方は、下記へご返送下さい(切取不要)】

FAX:03-3580-2866 日本弁護士連合会 法制第二課行

お名前() ご所属()

お問い合わせ：日本弁護士連合会 法制第二課 TEL:03-3580-9481

当日は、会館前にて入場券をお配りします。お受け取りの上ご入場下さい(配付担当者不在の場合は会館受付にお問い合わせ下さい)。